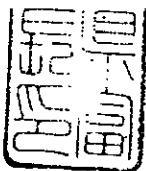


富山市告示第 /82 号



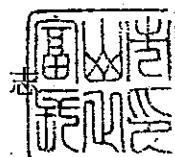
字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更するので、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区における田島換地区、西本郷・宮ヶ島・田島換地区及び県営公害防除特別土地改良事業神通川流域二期地区における田島・久郷換地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 25 年 4 月 22 日

富山市長 森 雅



別紙

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町田島」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	羽根		1279番5、1280番3、1280番4、1281番、1514番7から1514番10まで、1556番2、1556番3、1556番5、1557番及び1558番
		金剛地割	363番2、364番2、365番2、366番3及び366番4
	下野	表島	3115番2、3116番2及び3117番2
	婦中町 宮ヶ島		29番の一部、33番1の一部、34番1、35番1、36番1、37番1、38番1、39番1、41番1、42番1、45番1、46番、48番1及び49番3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町西本郷」に編入する区域			
	大字名	字名	地番	
富山市	婦中町 宮ヶ島		280番の一部、281番の一部及び286番の一部	

上記の区域内にある市有地の全部を含む。